

タイの人権教育政策の理論と実践
—人権と伝統的多様な文化との関係—

はしがき

本書はタイにおける人権の解釈およびその教育について、国際社会のそれらと比較した際にどのような特質や共通性を持つのかを研究したものである。加えて、タイの人権教育の理論や政策の歴史の変遷を分析し、どのように実践に反映されてきたのかについて明らかにしている。

詳しくは多くの先行研究で述べられているが、タイにおける政治の不安定化の背景には、経済格差に加え、宗教的対立や社会参加の機会の不平等など複合的な要因が存在している。また、このような状況はタイのみならず、今や多くの国での共通課題となっている。

様々な局面で対立や格差が顕在化している現在、そうした問題を扱う教育の一つとして人権教育は重要な役割を担っている。通常、人権教育といった場合に想定されるのは、世界人権宣言あるいは子どもの権利条約などの国際機関によって定義された、普遍的な概念についての教育であると考えられる。現在各国で実施されている人権教育の基礎である「人権教育のための国連10年行動計画」は、1994年の国連総会において採択された。同計画で人権教育は「知識の共有、技術の伝達、および態度の形成を通じ人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報努力」であると定義されている。このような人権教育の必要性については、世界各国で共有されている。

しかしながら、各国や地域には、宗教や文化に根差した伝統的価値規範が存在する。では、それらの伝統的価値規範は、人権という概念とどのような関係にあるのだろうか。また、各国や文化によって伝統的価値規範が異なるとすれば、人権概念が導入された際に、その受容のされ方は果たして同じものとなるのであろうか。

筆者がタイにて2005年に教育省主導の仏教教育のモデル校で調査を行っていた際、教員に「我が校では人権教育にも力を入れている」と説

明を受け、学校の価値教育の全体像を知るために人権教育の授業を観察した。その授業は、人権概念の解釈や教育内容に仏教的理念が入り込んだ、単に国際機関が定義した人権を教えるだけの教育とは一線を画す内容であった。ここから筆者は、「人権教育で教えられる『人権』というのは、実践者の背景となる宗教や文化によって異なった解釈をされているのではないか」という問いを着想するに至った。

そして今、多様な伝統や文化と人権の関係についての問い直し、国際社会においても求められている。第60回国連総会(2005年12月16日)において「人権と文化多様性」決議が採択された。この決議では「文化的多様性およびすべての文化的権利の尊重は(中略)人権の適用と享受を前進」(第8項)すると確認されている。その後、人権理事会諮問委員会が発足し、2012年12月に「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進に関する人権理事会諮問委員会の研究」を提出した。同報告書は、人権理事会が初めて各文化や宗教にみられる伝統的価値規範と人権の関係を議論し、結果をまとめた国連文書である。

このような議論が起こった背景には、そもそも国際人権法には西欧圏の人権観が強く反映されており、個人の権利を重視し、集団の権利について軽視される傾向にあるという特質が、これまで批判的に検討されてこなかったという問題意識がある。また、同報告書に対しても、非西欧圏における人権観との違いからくる問題を考慮する視点に欠けているという指摘がすでになされている。

このような目的意識を共有し、本書ではタイという一国に焦点を当てて、人権観とそれに基づく人権教育の実態を明らかにすることを試みた。国際社会における人権規範を、非西欧圏の人権観を含むより複合的なものに再構築すること、しかも「非西欧」という一括りではなく、個々の国や地域の事例に基づいて人権規範の相違によって起こりうる人権教育の方法の違いを、具体的に分析する際に何らかの示唆を与えうるものとなれば幸いである。

目 次／タイの人権教育政策の理論と実践

はしがき	i
序 章 研究の目的と課題	3
はじめに (3)	
1 本書の目的と課題 (6)	
2 本書の構成 (11)	
註・参考文献 (13)	
第 I 部 総論：人権の淵源と人権教育の歴史	17
第 1 章 人権教育の世界的潮流	18
1 人権の定義 (18)	
2 平等概念の発展 (23)	
3 人権教育の内容および方法の歴史の変遷 (26)	
4 結論 (31)	
註・参考文献 (33)	
第 II 部 タイにおける人権と公教育	43
第 2 章 タイの権利運動と人権概念の歴史の変遷	44
1 国家の近代化と人権概念の導入 (44)	
2 権利運動の歴史と人権擁護に関する法改正 (47)	
3 政権交代が人権概念に与える影響 (56)	
註・参考文献 (57)	
第 3 章 タイの学校教育体系と公教育における価値教育	62
1 学校教育体系 (62)	
2 学校における価値教育 (64)	
註・参考文献 (72)	
第 4 章 タイ北部少数民族の教育機会保障	75
1 教育政策において「不平等」と考えられている対象への対応 (76)	
2 少数民族の社会状況 (79)	
3 少数民族に関わる教育問題 (83)	

- 4 少数民族に教育支援を行う学校 (85)
- 5 結論 (92)
- 註・参考文献 (95)

第Ⅲ部 タイにおける人権教育の実践と意識

101

第5章 タイの人権教育実践とその理念的背景…………… 102

- 1 人権教育を実施する主体 (103)
- 2 各アクターによる教育実践の人権概念解釈の特徴 (105)
- 3 NGOによる教育実践 (108)
- 4 Associated School Project の実践内容と課題 (112)
- 5 ナショナルカリキュラム・教科書にみる人権教育の内容 (116)
- 6 各実践の理念的背景と課題 (127)
- 註・参考文献 (130)

第6章 バンコクにおける中高生の「平等」に対する解釈の違い… 135

- 1 格差問題を論じた言説の分析 (138)
- 2 「平等」に関する調査結果の分析 (140)
- 一都市と地方の比較および学校間での比較
- 3 各学校の回答傾向および教育内容の分析 (144)
- 4 調査校の授業内容と回答の関連 (153)
- 5 結論 (156)
- 註・参考文献 (158)

終章 タイにおける人権教育の多様性の許容…………… 163

- 1 国際社会およびタイにおける人権概念の変遷と
 人権教育の多様化との関係 (163)
- 2 タイの教育政策における「人権としての教育」の現状と課題 (166)
- 3 タイの各人権教育実践の相違点とタイが持つ地域性 (168)
- 4 複数の解釈に基づく人権教育が一国の中に存在することの意味 (171)
- 5 今後の課題 (174)

あとがき…………… 177

索引…………… 181

著者紹介

馬場 智子(ばば さとこ)

1982年生。京都大学大学院教育学研究科博士後期課程研究指導認定退学。博士(教育学)。比較教育学専攻。千葉大学教育学部 特任助教を経て、現在、岩手大学教育学部准教授。

主な著書・論文

「タイの人権に関する教育における『人権の普遍性』の解釈—『複製』と『混合』アプローチの相違点に焦点をあてて—」『比較教育学研究』第41号、日本比較教育学会編、2010年、99-116頁。

「タイ・バンコクにおける中高生の人権意識の分析—中間層内での『平等』に対する解釈の違い」『年報 タイ研究』日本タイ学会編、第14号、2014年、47-62頁。

タイの人権教育政策の理論と実践—人権と伝統的多様な文化との関係—

2017年4月25日 初版 第1刷発行

[検印省略]

定価はカバーに表示してあります。

著者©馬場智子／発行者:下田勝司 印刷・製本／中央精版印刷

東京都文京区向丘1-20-6 郵便振替00110-6-37828
〒113-0023 TEL (03)3818-5521 FAX (03)3818-5514

発行所
株式 東信堂
会社

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.
1-20-6, Mukougaoaka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023, Japan
E-mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1418-3 C3037 © Satoko Baba